

## 第5回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第5回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成22年5月20日(木) 午前10時00分から午前11時30分
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、  
田中委員、川井委員、谷委員、佐藤委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、平野主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成22年 5月27日

### 協 議 事 項 等

#### I 会議の概要

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項

- (1) 前回議事の確認
- (2) 景観計画成案化の最終審議
- (3) 今後の進め方と景観計画に関連する事項の検討方法
  - ①景観条例のしくみの検討
  - ②景観ガイドラインの検討

4. その他
5. 閉 会

審議会議事4

景観計画

審議会資料11改

審議会資料14

審議会資料15

#### II 提示資料

- 審議会議事4 第4回景観審議会議事要録
- 景観計画案 安曇野市景観計画(案)
- 審議会資料11改 今後の進め方
- 審議会資料14 景観条例のしくみ(景観計画の運用)に関する検討ポイント
- 審議会資料15 景観ガイドラインの記載内容に関する検討例 ～高さに関する検討～

#### III 議事要録

##### 1. 前回議事の確認

→とくに意見なし。

##### 2. 景観計画素案に関するご意見

・景観計画の基本的な基準に関しては数値を外し、文言のみとする。前回議論になったまちなかエリアにおける高さについては後ほど説明して頂く。景観計画の成案に対する意見を頂きたい。(会長)

##### ①景観育成住民協定、景観づくり推進地区について

・景観育成住民協定を県から市に引き継ぐことになるが、景観計画ができた段階で新しい位置付けをして引き継ぐのか。景観づくり推進地区の今後の具体的見通しはどのように立てているのか。(委員)

→景観育成住民協定は現在の25地区を継続していく。今後増える事も考えられる。(事務局)

・推進地区については具体的に記載している景観計画もあるが、安曇野市の場合、具体的な推進地区を設定できる状況ではなく、「今後推進地区を検討していく」という段階である。景観育成住民協定のエリアを推進地区として指定した場合、協定を活かし、さらに発展させることは可能。(会長)

・景観育成住民協定を市が引き継ぐ際に、より一歩進めるために一部を推進地区に指定しようという意図がⅢ-2p 1-7(2)の書き方では伝わらない。もう少し補足を加えるとよい。また、県の協定を市が引き継ぐということを明確にしなくてよいのか。協定の一覧を資料として付けなくてよいのか。(委員)

→推進地区は住民協定地区を更に充実させることと、住民発意での地区指定を行う二つの方法が考えられる。協定地区に関しては県から引き継ぐ際に、資料として位置付ける。(事務局)

・推進地区の概要、方針はⅡ-1p、2pに記されている。(会長)

## ②景観づくり活動の推進について

・景観まちづくりアドバイザーのような一方向の情報提示でなく、市民の知恵を活かせるように環境づくり情報交換会のような場を設けてほしい。安曇野には景観に貢献するような行為を自分の庭や生活空間で行っている市民が多い。そうした市民一人一人の日常行為が景観の維持、創造に寄与していることを実感してもらうことができる。(委員)

→Ⅲ-8pでは「景観づくりに関わる市民等の活動組織」の取り組みが当てはまる。行政としても住民発意の取り組みを大切に、景観づくり推進地区の指定、支援を行っていききたい。(事務局)

・松本市の中町通りでは、市民が中町「蔵のある」まちづくり推進協議会というNPO団体を組織し、市が支援を行って成功している。市が公式に組織を設置しなくても、NPO等の活動を支援できればよいのではないか。(委員)

・NPO等の団体支援に関してはⅢ-6pの<取り組み3>に謳われているということで、ご理解頂けたとさせて頂く。(会長)

## ③景観計画の届出対象の変更について（電柱）

・Ⅱ-3p届出対象行為の工作物の電柱に関して、以前の景観計画案と基準を変更した。それに対してのご意見を頂きたい。(会長)

→電柱の一般的な高さは14~15mで、今までの規模基準では年間1,000本以上の届出が見込まれる。電柱に関しては色彩や高さに対して制限を設ける事は難しい。建築基準法でも電柱に関しては建築確認対象から除外されている。(事務局)

→意見なし。

## ④景観計画案の答申方法

・景観計画としての審議は全て完了したので、成案させて頂いてよろしいでしょうか。(会長)

→意義なし。

・成案化に合意して頂けたということで、六月に代表者数名で市長に答申を行う。(会長)

## 3. 今後の進め方と景観計画に関連する事項の検討方法

・景観づくりガイドラインの検討のために、景観審議委員の中から専門分野毎に4名程度を選

抜し、デザイン部会を設けたい。人選に関しては事務局への一任をお願いしたい。審議会に対しては中間報告を行う。景観条例の枠組みの中でも審議を迅速に進めるためにデザイン部会を設ける。景観ガイドライン検討のためのデザイン部会とは別組織とする。(事務局)

- ・デザイン部会の名前について、ガイドラインと景観条例の両方に出てくるため混乱する。景観ガイドラインを検討するデザイン部会に関しては「ガイドライン検討部会」「ガイドライン策定部会」等に名称を変更する。(事務局)

### ①景観づくりガイドライン作成について

- ・景観づくりガイドライン作成のためにデザイン部会を立ち上げることに對してのご意見を頂きたい。デザイン部会に関してはかなりハードな作業となることが予想される。それに協力して頂ける方を4名程度選ばせて頂けないかという提案である。(会長)
- ・デザイン部会を設けて景観づくりガイドラインの内容を検討することはよい。土地利用条例で高さの規制値を設ける仕組みもよい。(委員)
- ・想定される審議会とデザイン部会の開催頻度、回数はどのようになるか。(委員)  
→審議会の開催回数は未定であるが、ガイドライン作成のためのデザイン部会に関しては市内視察等を行うことも想定されるため、回数は相当多く、内容もボリュームのあるものとなる。(事務局)
- ・秋頃までにガイドラインを作成することになると、月数回程度開催することになるのではないか。ガイドラインの作成に関して、部会を設けることはよろしいか。(会長)  
→意見なし。
- ・デザイン部会を設けてガイドラインを作成することに対しては、審議会の了解を得られたこととする。(会長)
- ・眺望軸の設定について、現段階では南北軸を基本として考えているが、東西軸も重要。景観育成住民協定が締結されている場所もある。見上げ角だけでなく、壁面後退等も含め、東西主要幹線に対しても景観ガイドラインで検討して欲しい。(委員)
- ・デザイン部会でガイドラインを一気に作成するのではなく、項目・分野毎に検討を行い、それに関して審議会全員の了解を得る方法もある。松本市のデザイン部会では委員全員に審議事項をメールで送り、全員が内容を読んでいるという前提で進めた。デザイン部会のメンバーの責任は大きい、審議委員全員が責任を持つという立場であった。(委員)
- ・景観条例を運用するしくみは分かりやすくシンプルなものが多い。ガイドラインの内容をより具体的に作成しなければならない。景観づくりアドバイザーやデザイン部会の仕組みはあるが、明文化された基準のなかで判断していかなければ、担当者ごとに判断基準が変わってしまう。(委員)
- ・ガイドライン内容作成の際に、市内の東西軸や拾ヶ堰の軸も重要となる。大糸線は信州グスティネーションキャンペーンでも取り上げられている路線である。線路の西側だけでなく、東側に対しても配慮が必要。自転車に乗っている観光客の動線についても検討してはどうか。大王わさび農場から穂高駅へ向かう動線や拾ヶ堰の動線等の、人の動きへの配慮が必要。(委員)

### ②景観条例のしくみについて

- ・条例内容に関しては議会議決の内容であるため審議対象ではないが、審議会にも条例の枠組みについては了解して頂くため、先ほど事務局から説明した。適合審査を円滑に行うために

デザイン部会を設けることに対してのご意見を頂きたい。(会長)

- ・審議会の中でのデザイン部会の位置付けが重要となる。景観計画への適合審査の際に、デザイン部会の権限はどの程度なのか。審議会に対しては事後報告となるのか。この点を明確にしておかなければ、景観審議会が形骸化してしまう恐れがある。
- ・審議会の意見を聞くことに対して、迅速性の課題があることは理解できるが、条例スタート前の段階では改定案Aの様に、審議会が審議を行うことを原則とし、今後運用するなかで支障が出るのであれば検討すればよい。(委員)

→景観条例のデザイン部会に関しては長野市の事例をイメージしている。景観審議会を開く頻度が多い場合、機動性に欠けるため、「デザイン部会の審議結果＝審議会の審議結果である」という条例になっている。景観審議会の役割は運用上の適合審査だけでなく、景観計画の変更や景観重要構造物の指定等の際に審議して頂くという規定になる。デザイン部会と景観審議会のどちらが審議を行うかということは、どの程度の案件が審議対象となるかまだ分からないため、今後検討していく。(事務局)

- ・景観条例の仕組みのなかでは、必要に応じて景観審議会等の意見を聞くという方向で決めて、ガイドライン策定のためのデザイン部会に関しては検討内容を審議委員全員に周知し、中間報告を行うことで進めていきたいが、よろしいか。(会長)

→意見なし。

- ・ガイドライン策定部会の人選を事務局内で進め、参加のお願いをさせて頂く。(事務局)